

「福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の一部改正について

福島県 水・大気環境課

盛土規制法と土砂条例（現行）の比較

- 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）及び福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）は、共に「土砂による災害発生の防止」を目的としており、「土壌汚染等」に関する規定はない。

	宅地造成及び特定盛土等規制法 （盛土規制法・R5.5.26施行）		福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例 （土砂条例・R6.6.1施行）
目的	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。		土砂等の崩落等による災害の発生防止を図り、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。
区域	宅地造成等工事規制区域（宅造区域） 市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリア	特定盛土等規制区域（特盛区域） 市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）	県全域 ※ 盛土規制法に基づく区域指定が行われた場所については土砂条例の一部規定が適用除外となる
	R6.9.24付けで県内全域をいずれかの区域に指定		
許可対象	<ul style="list-style-type: none"> ・1m超の崖を生ずる盛土 ・2m超の崖を生ずる切土 ・500m²超切土又は盛土等 	<ul style="list-style-type: none"> ・2m超の崖を生ずる盛土 ・5m超の崖を生ずる切土 ・3,000m²超切土又は盛土等 	<ul style="list-style-type: none"> ・3,000m²以上埋立て等（県条例） ※500m²又は1,000m²以上埋立て等（市町村）
土壌汚染及び土砂等搬入関係規制	なし		なし

県内での土壌の汚染の防止に係る規制

- 土壌汚染対策に係る既存の法令は「土壌汚染対策法」及び「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」があるが、共に外部搬入土砂等による土壌の汚染を防止する規定がない。

	土壌汚染対策法 (H15.2.15施行)	福島県産業廃棄物等の処理 の適正化に関する条例 (H15.3.24施行)	福島県土砂等の埋立て等の 規制に関する条例改正案
土壌汚染に係る規制内容	土壌汚染のおそれがある場合等の調査義務 土壌汚染対策措置 汚染土壌の搬出、処理	土壌汚染対策法に基づく指定区域外で判明した汚染土壌の処理（法の横出し）	有害物質を含む土砂等の使用禁止 等
規制の趣旨	土壌汚染状況の把握 汚染土壌の拡散防止	土壌汚染対策法で規制されない汚染土壌の適正処理	外部から搬入される土砂による土壌汚染の防止 等
搬入土砂の汚染状態確認	なし	なし	あり（土砂等搬入時に搬入土砂等の性状を明らかにした書面を添付した届出の提出を義務付け）

盛土規制法と土砂条例（改正案）における規制対象の区別等

盛土規制法 以下の行為が対象となる

許可対象となる盛土等の規模 **赤字** 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

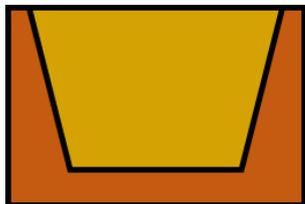
*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

出典：国土交通省

これらのうち、
3,000㎡以上の盛土、堆積、土地の埋立てについては
盛土規制法で許可を受けたものを含め、事前の届出を義務付ける。

土砂条例 3,000㎡以上の面積である以下の行為が対象となる

土地の埋立て



盛土



一時堆積



他自治体における有害物質を含む土砂等による埋立て等の規制の状況

- ▶ 他自治体では22府県が規制をしており、関東地方、東海地方、近畿地方が多く、四国地方では全県が規制を行っている。
- ▶ 規制方法は、13府県が土砂の崩落等を防止するための条例と併せて規制し、4県が生活環境の保全等の目的とした条例の一環で規制している。

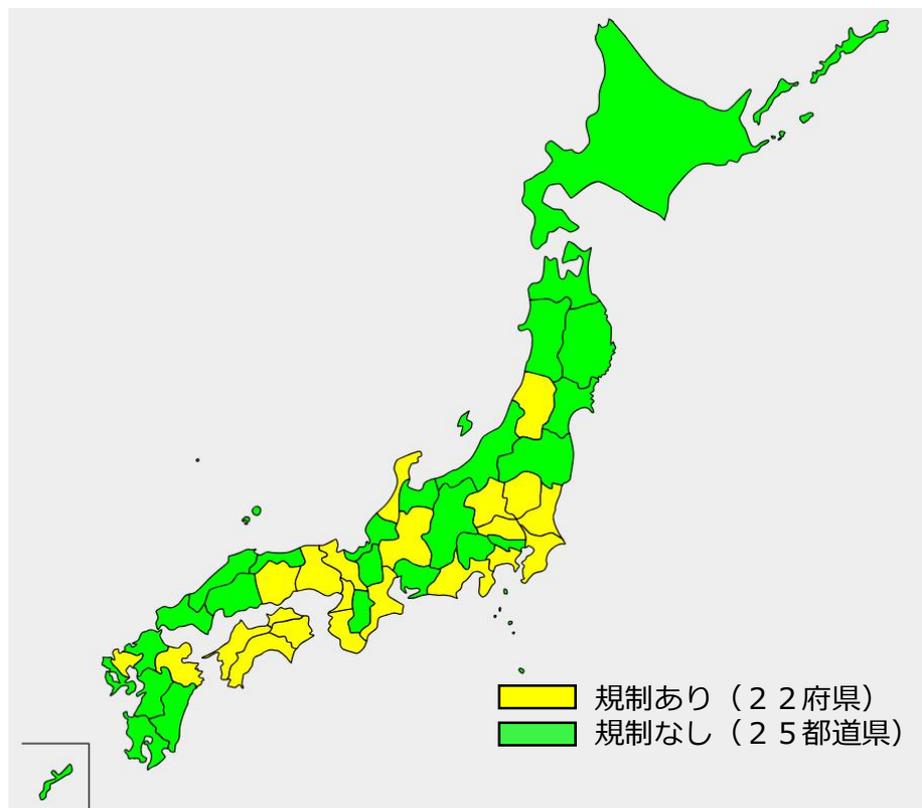


図 全国の規制状況

規制方法の詳細

- 土砂等の崩落等を防止するための条例と併せて規制
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、静岡県、岐阜県、三重県、京都府、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県
- 生活環境の保全等を目的とした条例の一環で規制
神奈川県、石川県、岡山県、徳島県
- 要綱または要領により規制
山形県、大阪府
- その他
兵庫県、和歌山県（産廃関係の条例と併せて規制）、香川県（土地利用の調整を行う手続きにおける事前協議制度で規制）

他自治体における有害物質の規制項目

- ▶ 条例で規制を行っている19自治体のうち、12自治体が「環境基本法に基づく土壤環境基準」、7自治体が「土壤汚染対策法に基づく区域指定の基準」に準じて規制する有害物質の項目を定めている。
- ▶ また、4自治体がDXN類を独自に規制している。

表 環境基本法と土壤汚染対策法で規定している有害物質の項目

項目	環境基本法	土壤汚染対策法	項目	環境基本法	土壤汚染対策法
四塩化炭素	○	○	シアン化合物	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	水銀及びその化合物（アルキル水銀）	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	銅	○※1	—
1,2-ジクロロエチレン	○	○	セレン及びその化合物	○	○
1,3-ジクロロプロペン	○	○	鉛及びその化合物	○	○
ジクロロメタン	○	○	砒素及びその化合物	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	ふっ素及びその化合物	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	ほう素及びその化合物	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	シマジン	○	○
トリクロロエチレン	○	○	チオベンカルブ	○	○
ベンゼン	○	○	チウラム	○	○
クロロエチレン	○	○	ポリ塩化ビフェニル	○	○
カドミウム及びその化合物	○	○	有機りん化合物	○	○
六価クロム化合物	○	○	1,4-ジオキサン	○	—※2

※1 農用地（田に限る。）においてのみ含有量について規定

※2 1,4 ジオキサンは、法で規定している土壤ガス調査を適用しても検出が困難であり、合理的な対策を行うことが難しいため、当面は法に基づく特定有害物質に指定せず、合理的な土壤汚染状況調査手法が構築できた段階で、改めて特定有害物質への追加について検討することとしている。（「平成28年4月15日付け環水大土発第1604151号」より引用）